

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、

下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。正しい知識獲得を目指しましょう。

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの会社は大丈夫？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。



令和元年度

適正取引講習会

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう。

2019年11月20日(水)13:30～16:45

参加無料

場所：長野商工会議所会議室

(長野市七瀬中町276)

講師 本件専門の弁護士

主催：中小企業庁（令和元年度 適正取引講習会事務局）

共催：株式会社 時事通信社

詳細は裏面をご覧ください





ファクス (026) 227-2758

長野商工会議所中小企業支援センター 宛て

●お申し込み方法

受講ご希望の方は「受講申込書」に必要事項をご記入の上、①FAX②メール (keiei-somu@nagano-cci.or.jp)③郵送でいずれかの方法でお申込みください。メールの場合は、以下の必要事項を記載してください。

令和元年度適正取引講習会受講申込書

開催日	タイムテーブル	内容
2019年11月20日(水)	13:30~15:00	下請代金支払遅延等防止法 (基礎)
	15:15~16:45	下請代金支払遅延等防止法 (実践)

会社名	ふりがな	
受講者	ふりがな ※受講者は入れ替わりも可能です。	
部署・役職		
住所	〒 -	
電話番号	() -	
FAX	() -	
E-mail		@



■会場

長野市七瀬中町276
長野商工会議所2階会議室

■交通

(徒歩) 長野駅東口より 15分 (1.2km)
(バス) 長野駅善光寺口を出て5番乗り場から
【46】「市役所経由大豆島東団地行」、
【48】「金井山経由松代行」に乗車し「商工会議所前」にて下車 約8分 (250円)

■お問い合わせ

長野商工会議所中小企業支援センター
電話 (026)227-2428
メール keiei-somu@nagano-cci.or.jp

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内(パンフレット等の発送)および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。